Aozora

あおぞら キー インフォメーション

2010.10 月 VOL.60

あおぞら人事・労務サポート 発行

## Key Information

## 1. 平成 22 年度の最低賃金が決定! 東京は821円(全国平均730円)

最低賃金は、使用者が労働者に支払わなければならない賃金額の最下限値です。毎年10月頃、47都道府県ごとに今年度の目安が定められ、最低賃金に違反した使用者には罰金が科せられるとされています。

厚生労働省の中央最低賃金審議会で 2010 年度の地域別最低賃金(時間額)の引上げの目安を検討し、更に、各地方最低賃金審議会で調査・審議が行われ、最終的には全国平均で 17 円引き上げ、全国加重平均額は 730 円となりました。答申された最低賃金額は、今後、都道府県労働局において、関係労使からの異議申出に関する手続きを経たうえで正式に決定され、10 月より発効されます。なお、今年度の東京および近隣県の最低賃金額と、施行日は右表の通りとなります。

l	平成 22 年度の最低賃金		
	地域	最低賃金額(円)	発効日(施行日)
	全国平均	730	
	東京	821 (791)	H22.10.24
	神奈川	818 (789)	H22.10.21
	千葉	744 (728)	H22.10.24
	埼玉	750 (735)	H22.10.16
l			

( )は昨年度の最低賃金額

政府は、2020年までの目標として「できる限り早期に全国最

低 800 円を確保」と合意しています。これは、現時点で、生活保護者への保障費よりも、最低賃金が低い現状により、労働者が働く意欲をなくさないためにも、生活保護費を上回る金額への引き上げを急いでいるものです。今回の引き上げでも、依然として最低賃金のほうが低い(約 10 円)とされています。とはいえ、中小企業の生産向上の取り組みや支援など、施策の実効性がないまま、最低賃金のみが大幅に引き上げられれば企業の経営に影響し、

雇用の喪失につながるとの大きな懸念も残ります。

## 2. 高齢者の雇用事情 (前号からの続き)

継続雇用制度がある企業について、その対象者を、希望者全員としている企業が29.8% (1,044社) ありますが、希望者のうち、継続雇用制度の対象者についての基準に適合する者とする企業は70.2% (2,460社) です。では、その基準ですが、健康上支障がないこと(91.1%)、働く意思・意欲があること(90.2%)が9割と高く、次いで出勤率、勤務態度(66.5%)、会社が指示する職務内容に合意できること(53.2%)、一定の業績評価(50.4%)、熟練や経験による技能・技術をもっていること(30.9%)、現職を継続できること(30.2%)等となっています。継続雇用にあたっては、何らかの基準を設けるが、その基準はそれほど高いものではなく、何より重視するのは対象者の健康と意思ということでしょうか。

次に、正社員を定年後、継続雇用した際の雇用・就業形態(複数回答)については、嘱託・契約社員が79.4%、正社員23.0%、パート・アルバイト18.7%等となっています。最も該当者が多い雇用・就業形態についても、嘱託・契約社員が69.0%、正社員16.7%、パート・アルバイト5.8%等となっています。

最後に、60代前半の継続雇用者の賃金水準決定について。 定年到達前の従業員(定年制度がない企業の従業員の場合も含む)、 定年到達後、継続雇用制度によって雇用されている従業員についてです。 については、担当する職務の市場賃金・相場、業界他社の状況、60歳到達時の賃金水準等を考慮し、 については、それに加えて、高年齢雇用継続給付の受給状況、在職老齢年金の受給状況も考慮の上で決定されるとのこと。そして、60代前半・フルタイムの継続雇

用者の、60歳直前を100とした61歳時点の賃金水準は、平均的な水準で60~70台が多いようです。なお、今回は紙幅の都合もあり、その全部はご紹介できませんでしたが、詳細は「独立行政法人 労働政策研究・研修機構」のHPにも記載されております。(了)

## 編集後記

猛暑に負けじ!と、晩夏も「阿波踊り」、「トライアスロン」と精力的に活動しました!阿波踊りは、徳島まで観に行き、本場を感じました。とはいえ、人の多さは東京(高円寺)のほうが、上のまた上。東京って、ほんとにすごい街だなぁ、と、田舎出身者はあらためて感じた次第です。トライアスロンは、大した練習もしない中、無謀にも(あつかましく?!)参加しましたが、練習不足と37度の炎天下で完全にノックアウト。箱根駅伝で、大ブレーキでふらふらになった選手と同じ状態でのラストラン。次回こそはもう少しまともにいきたいものです。トホホ…。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート 特定社会保険労務士 秋山幸子 (登録 NO.13050514) 三鷹市下連雀 3-33-7-701 TEL:0422-24-8625 FAX:0422-24-8605 E-mail: info@aozora-sr.com URL: www.aozora-sr.com

> 責任編集:社会保険労務士 秋山·隅谷·玉川·安部(武蔵野支部)